

○財務省告示第百九号

相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)第一条の二第一項第七号の規定に基づき、同号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件(昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十五号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

- 第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。
- 一 神奈川県民共済生活協同組合